

平成26年度 全国特別支援学級設置学校長協会
第3回 全国理事研究・研修協議会

日時:平成27年1月29日(木)

特別支援教育の今後の展望

I 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問

II 合理的配慮と基礎的環境整備

III インクルーシブ教育システムの充実に向けて

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
特別支援教育調査官 田中 裕一

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。
- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方
 - これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善
 - 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
 - 育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善
2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、※詳細については、3ページ目以降
既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
3. 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策
 - 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及
 - 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

育成すべき資質・能力をふまえた教育課程の構造化(イメージ)

教育の普遍的な目的・目標

- 教育基本法に規定する教育の目的(1条)、目標(2条)等
- 学校教育法に規定する教育の目的・目標、学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲)等

時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等に伴う厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値を創造し、未来を切り開いていく力が必要。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ◆ 自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力
- ◆ 我が国の子供たちにとって今後重要と考えられる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の充実

何を学ぶか

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善等

どのように学ぶか

育成すべき資質・能力を育むための課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(「アクティブ・ラーニング」)

- ◆ ある事柄を知っているのみならず、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探究し、成果等を表現しているよう、学びの質や深まりを重視。

理念を実現する環境作り

- ◆ 各学校のカリキュラム・マネジメント支援
- ◆ 新たな学習・指導方法や評価方法の更なる開発や普及を図るための支援

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例①

グローバル社会で求められる力の育成

- ◆ グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で躊躇せず意見を述べ他者と交流していくための力や、我が国の伝統文化に関する深い理解、他文化への理解等をどのように育むべきか。特に英語の能力について、例えば以下のような点をどのように考えるべきか。

- (1) 小学校から高等学校までを通じて達成を目指す教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した具体的な指標の形式で示すこと
- (2) 小学校では、中学年から外国語活動を開始し音声に慣れ親しませるとともに、高学年では、学習の系統性を持たせた観点から教科として行い、身近で簡単なことについて互いの考えや気持ちを伝え合う能力を養うこと
- (3) 中学校では、授業は英語で行うことを基本とし、身近な話題について互いの考えや気持ちを伝え合う能力を高めること
- (4) 高等学校では、幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う能力を高めること

高等学校教育

- ◆ 中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これまでの関連する答申等も踏まえつつ、高校生が、**国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力を身につける**ことができるよう、例えば以下のような課題についてどのように改善を図るべきか。

- (1) 今後、国民投票年齢が満18歳以上となることなども踏まえ、国家・社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方
- (2) 日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直しの在り方
- (3) より高度な思考力・判断力・表現力等を育成するための新たな教科・科目の在り方
- (4) より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善の在り方
- (5) 社会的要請を踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実の在り方
- (6) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等の在り方

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例②

幼児教育

○ 子供の発達 の早期化をめぐる現象や指摘、幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要か。

体育・健康

○ 子供の体力等の現状を踏まえつつ、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を契機に、子供たちの運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培うためには、どのような見直しが必要か。

特別支援教育

○ 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。
その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

その他の課題

○ 社会の要請等を踏まえ、教科等を横断した幅広い視点からの取組が求められる様々な分野の教育の充実のための方策について、関係する会議等におけるこれまでの議論の状況を踏まえつつ、どのように考えるべきか。
○ 各教科等の教育目標や内容を、初等中等教育を通じて一貫した観点からより効果的に示すためにどのような方策が考えられるか。また、学年間や学校種間の教育課程の接続の改善を図ることについて、現在中央教育審議会でご議論いただいている小中一貫教育に関する検討状況も踏まえつつ、どのように考えるべきか。

特別支援教育の理念

○ 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

一特別支援教育の推進について(平成19年文部科学省通知)より

2. 障害者の権利に関する条約への対応～障害者の権利に関する条約(総論)～

1. 条約の趣旨

○目的：障害者の人権・基本的自由の共有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重の促進
⇒ 障害者の権利の実現のための措置等を規定
・障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止
・障害者の社会への参加・包容の促進
・条約の実施を監視する枠組みの設置、等

2 経緯

・平成18年12月 国連総会において採択
・平成19年 9月 日本国署名
・平成20年 5月 条約発効(※平成26年7月27日現在、146カ国・1地域機関が批准)
・平成25年12月 国会承認
・平成26年 1月20日 日本国批准(発効は2月19日)

○条約批准に向けた検討の経緯

・平成21年12月 内閣府「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」設置
・平成22年 7月 中教審初中分科会のもとに「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置
・平成23年 8月 障害者基本法改正
・平成24年 5月 内閣府「障害者制度改革推進会議」を廃止、「障害者政策委員会」を設置
・平成24年 7月 中教審初中分科会報告(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進)
・平成25年 6月 障害者差別解消法成立(一部を除き平成28年4月1日より施行)
・平成25年 8月 学校教育法施行令改正(9月1日より施行)

2. 障害者の権利に関する条約への対応～障害者の権利に関する条約(教育関係)～

3 教育部分(和文)

第24条 教育
1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、**障害者を包容するあらゆる段階の教育制度(inclusive education system at all levels)**及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。
(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
(a) **障害者が障害に基づいて一般的な教育制度(general education system)から排除されないこと**及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
(c) **個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること**。
(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

全特協 全国理事研究・研修協議会

2

2. 障害者の権利に関する条約への対応～障害者基本法の改正(平成23年8月)～

経 緯	○平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称 ○平成16年6月 障害者基本法改正 ○平成23年3月 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定 ○平成23年4月 障害者基本法案閣議決定 ○平成23年7月 衆議院で一部修正の上、可決 → 参議院で可決・成立 ○平成23年8月 障害者基本法改正(公布・施行) (「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分については平成24年5月21日施行。)
教育の条文のみ抜粋	【改正後】(下線部は改正部分。斜字部は衆議院一部修正)(教育) 第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び質向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。 【改正前】(教育) 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。 2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

-8-

2. 障害者の権利に関する条約への対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

障害者基本法 第4条	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------	---	--	--

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止 国・地方公共団体等 民間事業者 法的義務	合理的配慮の不提供の禁止 国・地方公共団体等 民間事業者 法的義務 努力義務
具体的な対応 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定) ● 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定 ● 事業者 ⇒ (主務大臣が)事業分野別の指針(ガイドライン)を策定 ※ 地方の策定は努力義務	
実効性の確保 ● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告	

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談	● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
地域における連携	● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
啓発活動	● 普及・啓発活動の実施
情報収集等	● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日:平成28年4月1日(施行後3年を目途に必要な見直し検討)

-9-

2. 障害者の権利に関する条約への対応

中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

内 容

- 共生社会の形成に向けて**
共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方
- 就学相談・就学先決定の在り方について**
早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割
- 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備**
「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実
- 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進**
多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携
- 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等**
教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

-10-

2. 障害者の権利に関する条約への対応

中教審初中分科会報告概要①(インクルーシブ教育システムについて①)

○ 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「**インクルーシブ教育システム**とは、人間の多様性の尊重等、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく**インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある**と考える。

○ インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求するとともに**、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、**自立と社会参加を見据えて**、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる、**多様で柔軟な仕組みを整備することが必要**である。小中学校における**通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校**といった、**連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要**である。

-11-

中教審初中分科会報告 概要①(インクルーシブ教育システムについて②)

○ 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子供にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子供にも、更にはすべての子供にとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

①障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。

②障害のある子供が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

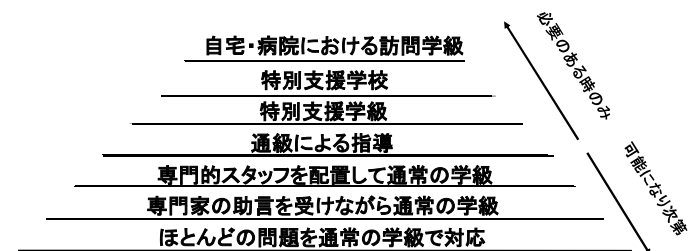
③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子供と共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子供に対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

○ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、**できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき**である。その場合には、それぞれの子どもが、**授業内容が分り学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点**であり、そのための環境整備が必要である。

-12-

日本の義務教育段階の
多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



-13-

2. 障害者の権利に関する条約への対応～学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年8月)の概要～

1. 趣旨

中教審初中分科会報告(平成24年7月)において「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、同令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。)について、**特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。**

(2) 障害の状態等の変化を踏まえた転学

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行う。

(3) 視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行う。

(4) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

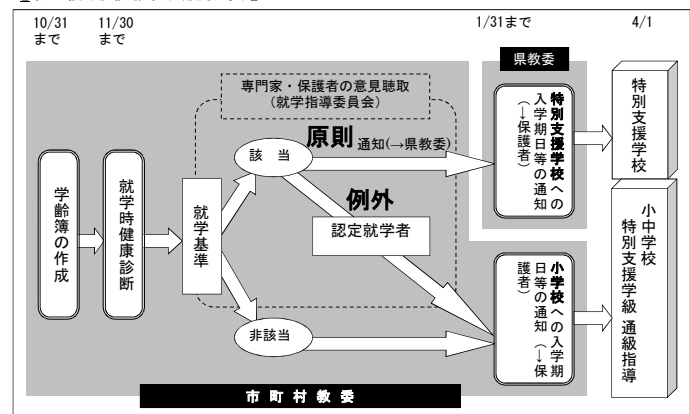
市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、現行令は、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされているところ、これを小学校から特別支援学校中学部への進学時等にも行うこととするよう、規定の整備を行う。

3. 施行日 平成25年9月1日

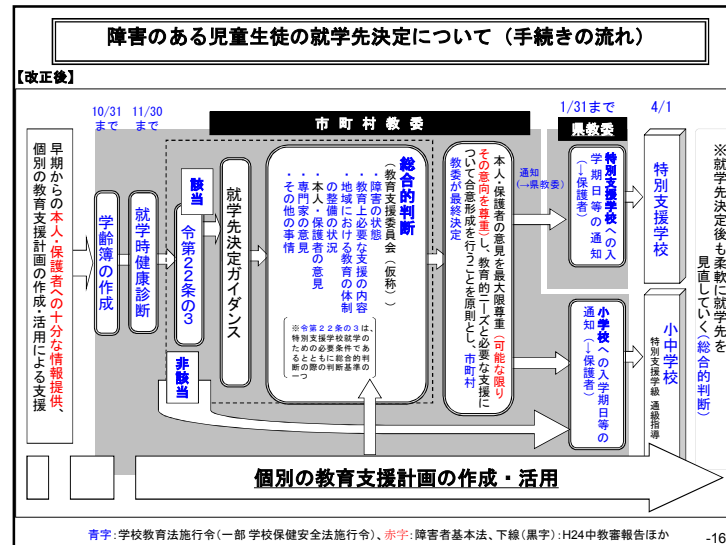
-14-

障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)

【改正前(学校教育法施行令)】



-15-



2. 障害者の権利に関する条約への対応～中教審初中分科会報告概要②（合理的配慮について①）～

「合理的配慮」について

○ 条約の定義に照らし、本報告における「合理的配慮」とは、「**障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの**」であり、「**学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

○ 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

-17-

例えば...

視覚障害（弱視）のAさん

【状態】 矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害（LD）のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。

- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音



※データの管理方法等については...

病弱のEさん

【状態】病気のため他の子供と同じように、運動することができない。

- 体育等の実技において、実施可能な課題を提供



肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消



知的障害のDさん

【状態】知的発達の遅れがあり、短期的な記憶が困難。

- 話し言葉による要点を簡潔な文字にして記憶を補助



聴覚障害（難聴）のFさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- 教室前方・右手側の座席配置（左耳の聴力を生かす）
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話（座席をコの字型にし、他の児童の口元が視覚的に見やすくなる等）



-18-

中教審初中分科会報告 概要②（合理的配慮について②）

○ 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。

また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

-19-

中教審初中分科会報告 概要②(合理的配慮について③)

「基礎的環境整備」について

○ 障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

○ 「合理的配慮」の充実を図るため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、「基礎的環境整備」の充実を図っていくことが必要である。

-20-

基礎的環境整備と合理的配慮

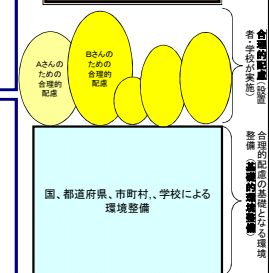
「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

基礎的環境整備

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



学校における合理的配慮の観点

①教育内容・方法

- ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導が可能な施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

-21-

○合理的配慮の観点毎の障害種別の例示配慮(中教審初中分科会報告より)

(例)①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材(ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。	
視覚障害	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。(聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの(遠くのものや動きの速いもの等)を確認できる模型や写真 等)また、視覚障害を補う視覚補助員やICTを活用した情報の保障を図る。(画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等)
聴覚障害	聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。(分かりやすい板書、教科書の音読箇所での位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用 等)また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。(座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策(使用済みテニスボールの利用等)、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用 等)
知的障害	知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。(文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等)
肢体不自由	書字や計算が困難な子供に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子供にはコミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器等)の活用 等)
病弱	病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。(友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したりリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験 等)
言語障害	発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。(筆談、ICT機器の活用等)
自閉症・情緒障害	自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。(写真や図画、模型、実物等の活用)また、細かな制作等に苦手が目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
学習障害	読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。(文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等)
注意欠陥多動性障害	聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。(指示物の整理整頓・精選、目を含ませる指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等)
重複障害	(視覚障害と聴覚障害)障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。(補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用 等)

※障害種別に応じた「合理的配慮」は、すべての場合を網羅することはできないため、その代表的なものと考えられるものを例示しており、これ以外には提供する必要があるというわけではない。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。

-22-

合理的配慮のイメージ図

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使

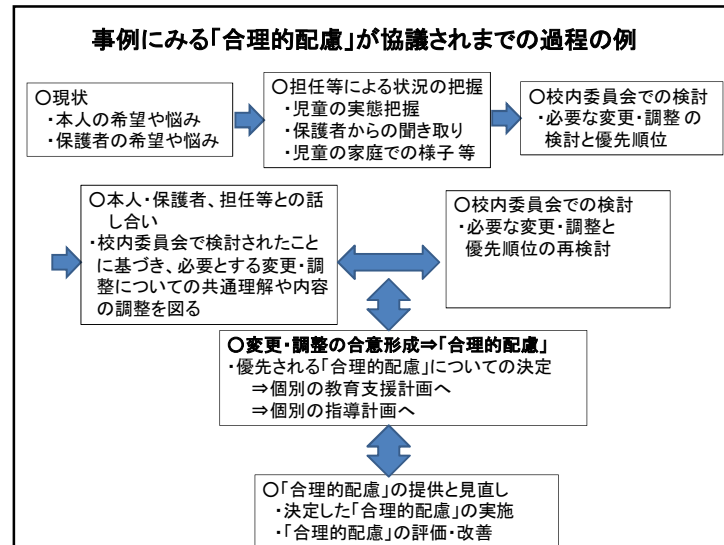
・障害のある子供と障害のない子供が、同じ場で共に学ぶことができる
・障害のある子供が、十分な教育を受けることができる

・学習活動に参加できる、授業内容がわかる
・学校生活を円滑に営むことができる など

Aさんへの合理的配慮 (個別に必要な理にかなった変更・調整)

通常の学級 通級による指導 (小・中学校) 特別支援学級 特別支援学校
交流及び共同学習

-23-



2. 障害者の権利に関する条約への対応 ～合理的配慮について～

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月公布、平成28年4月施行（一部を除く））

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 **行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）（抜粋）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、（…第7条第1項に同じ…）。

2 **事業者は、その事業を行うに当たり、（…第7条第2項に同じ…）必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。**

合理的配慮について

○国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務

○学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務

（参考）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

-25-

2. 障害者の権利に関する条約への対応 ～合理的配慮の整理～

障害者権利条約 （第24条 教育） 個人に必要な合理的配慮 (reasonable accommodation)	教育基本法 （第4条 教育の機会均等） 従前から行ってきた配慮 情報の保障、環境等の配慮、心理面の配慮、教育指導における配慮 等
障害者基本法 （第4条 差別の禁止） 社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存し、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	個別に必要な合理的配慮 中央教育審議会 初等中等教育分科会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
障害者差別解消法 （第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止） 法的義務 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において（中略）社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。	観点を踏まえて可能な限り合意形成 個別的教育支援計画に明記するのが望ましい 3観点11項目

-26-

2. 障害者の権利に関する条約への対応
～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集（内閣府作成）より～

（合理的配慮関係）

（問10-5） 「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」とは何か。	（答） 1. 本法第7条、第8条にいう「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮」とは、障害者基本法第4条第2項を具体化するものとして本法に規定しているものであり、障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置である。 2. 典型的な例としては、たとえば、乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや、筆談、読み上げ等の障害の特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。 3. 具体的にどのような行為が差別に当たり得るのかについては、今後、本法に基づく対応要領や対応指針において示すこととしている。
（問10-12） （合理的配慮の提供について）障害者からの「意思の表明」があった場合に限定している理由如何。意思の表明がない場合には、「必要かつ合理的な配慮」を行う必要はないのか。	（答） 1. 「意思の表明があった場合において」としているのは、「合理的配慮」とは、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存在する場合における個別の対応として求められるものであり、配慮を求められる相手方から見て、当該者が障害者なのか、配慮を必要としているか否かが分からない場合についてまで、具体的に配慮を義務付けることが困難なためである。 2. 合理的配慮については、障害者権利条約において「特定の場合において必要とされるもの」と定義され、個別具体的な場面で必要とされるものの趣旨が表されており、これを踏まえた障害者基本法第4条第2条においても「それ（社会的障壁の除去）を必要とする障害者が現に存し」を規定されているところ。 3. なお、障害者からの意思の表明がない場合にも、法的な義務は発生しないものの、行政機関等や事業者が自主的に適切な配慮を行うことは、本法の趣旨に照らし望ましいことと考えている。

-27-

